

平成30年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保事業担当
 内線：3356

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B12	国民健康保険財政調整繰出金		一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険事業特別会計繰出金	
事業期間	平成17年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の2第1項			宣言項目		
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		
1 事業概要			5 事業説明					
<p>市町村間における、被保険者数や所得水準等による国民健康保険財政の不均衡を調整するとともに、国民健康保険財政の健全な運営を推進する事業等に対して、当該繰出金を活用する。</p> <p>国民健康保険財政調整繰出金 34,752,948千円</p>			<p>(1) 事業内容：国民健康保険財政調整交付金は、2種類。 ア普通交付金…市町村国民健康保険者間における、被保険者数や所得水準等による国民健康保険財政の不均衡を調整する。 その総額は、医療給付費等の8%相当額。 イ特別交付金…国民健康保険財政の健全な運営を推進する事業等に対して交付する。 その総額は、医療給付費等の1%相当額。</p> <p>(2) 事業計画： 平成30年度県負担割合は、平成29年の医療給付費等の9%相当額（34,752,948千円） ・普通交付金（一定のルールに基づいて交付）…平成29年の医療給付費等の8%相当額 ・特別交付金（国保財政の安定化に資する事業や評価）…平成29年の医療給付費等の1%相当額</p> <p>(3) 事業効果： 国民健康保険財政の安定が図られ、健全に運営される。 平成26年度決算額 39,890,000千円 平成27年度決算額 39,420,000千円 平成28年度決算額 37,280,000千円</p> <p>(4) その他 当該交付金は平成14年から暫定措置として継続されてきたが、平成24年4月の国保法改正により、平成27年度から恒久化されることとなった。 また、平成30年4月の国保法改正により、平成30年度からは、特別会計へ繰り入れ、国民健康保険給付費等交付金の一部として交付されることとなった。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
実施主体：市町村 負担区分：医療給付費等の9%分を県が負担								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税（単位費用・密度補正） （区分）衛生費（細目）国民健康保健医療助成費 （細節）国民健康保健医療助成費 （積算内容）都道府県財政調整交付金等に関する事務								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.7人=16,150千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額								
決定額	34,752,948						34,752,948	△2,907,052
前年額	37,660,000						37,660,000	